

第5節 悪臭

1 悪臭の概要

『悪臭』とは・・・人が感じる「いやなにおい」、「不快なにおい」の総称をいいます。人が感じるにおいの大部分は、「複合臭（＝低濃度・多成分の臭気物質が相加、相乗、相殺した強いにおい）」といわれるものです。この複合臭が悪臭問題の原因となります。

2 悪臭の防止対策

悪臭防止法による規制を施行します。（規制の概要）

1 悪臭苦情の状況は？

現在（平成26年9月）、本市は悪臭防止法に基づく規制基準の設定がなく、悪臭の発生抑制に関しては、事業者の自主規制に委ねられている状況です。

（近年の悪臭苦情の件数）平成23年＝3件、24年＝14件、25年＝11件。

・主な発生源業種＝製造業、飲食業、農業、酪農業、化学製品製造業、塗装業等。

2 規制する目的は？

工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、市民の健康の保護に資することを目的としています。

3 規制はいつから？ 内容は？

規制施行日：平成27年4月1日（告示：平成26年10月1日）

	項目	内容
①	規制方式	人が直接においを嗅ぐ嗅覚測定方式
②	規制地域	市内全域を規制の対象とします。
③	市内の区分	市内を2つの用途によって区分します。 ① 住居地域 ② その他の地域（商業、工業地域や用途の定めのない地域）
④	臭気指数	① 住居地域は 1.2 ② その他の地域は 1.5 ※ 臭気指数は 10～21 の間で設定。数字が少ないほど厳しい規制です。

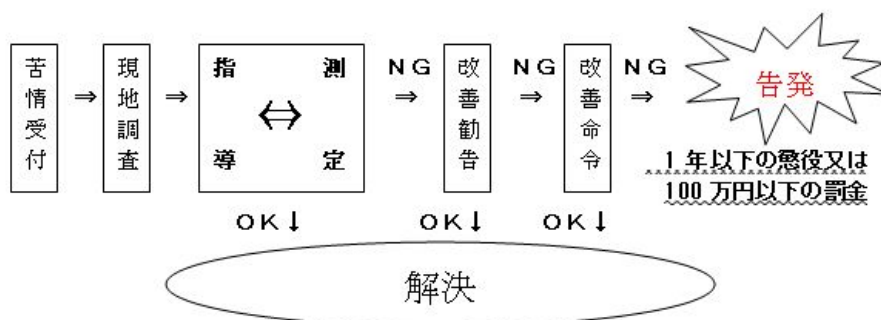
★どんな方法なの？

人の嗅覚で行います。国家資格である臭気判定士に、採取した悪臭（空気）が、その地域の規制基準（臭気指数）に適合しているかの判定を依頼します。

★東広島市の規制基準（臭気指数）は、廿日市市、三次市、庄原市と同じです。

4 悪臭の改善指導に従って頂けない場合に、規制の適用を行います。

規制基準に適合しない場合、市は事業者に改善等の勧告をします。勧告に従わない場合は、改善命令をします。さらには、懲役や罰金が科せられる場合もあります。



5 悪臭もマナーを守りましょう！！

悪臭は感覚公害と呼ばれ、その時の状況や習慣などによって幅の広い特徴があります。周りへの影響を考え、悪臭が発生しない対策を行いましょう。

- 周りへの影響を確認する。
- 臭いの強い肥料を撒いたら早く鋤き込む。
- 臭いの発生源を覆う。
- こまめに掃除をする。
- 臭いを減らす対策をしましょう。

